

南房総市宿泊税検討委員会 報告書(案)



南房総市

令和7年6月

目 次

第1．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2．南房総市の情勢及び観光の現況・・・・・・・・	2
1 本市の情勢・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 本市の観光の現況・・・・・・・・	4
第3．財源の検討・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 新たな財源確保の必要性・・・・・・・・	5
2 宿泊税導入の合理性・・・・・・・・	5
3 法定外税の検討に際しての留意事項・・	6
第4．宿泊税の使途・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1 使途の考え方・・・・・・・・	7
2 使途の検討・・・・・・・・	7
第5．千葉県への宿泊税導入・・・・・・・・	10
1 県の宿泊税制度設計・・・・・・・・	10
2 県の宿泊税収と市町村への交付金・・	10
3 県の宿泊税導入による影響・・	11
4 県に対して期待すること・・	11
第6．宿泊税の課税要件・・・・・・・・	12
1 課税要件・・・・・・・・	12
2 課税要件の概要・・・・・・・・	13
第7．おわりに・・・・・・・・	14
第8．南房総市宿泊税検討委員会・・・・・・・・	15
1 設置根拠・・・・・・・・	15
2 委員構成・・・・・・・・	16
3 会議の開催状況・・・・・・・・	17

第1. はじめに

南房総市宿泊税検討委員会（以下「本検討委員会」という。）は、南房総市長から「宿泊税導入の可否について」の諮問を受け、令和6年6月から約1年間にわたり6回の会議を開催し、このたび答申（以下「本答申」という。）を提出する運びとなった。

本諮問の趣旨は、南房総市が人口減少や高齢化に伴う税収減が懸念される状況の中で、宿泊税がその効果的な活用により、南房総市の魅力向上や観光客の受入環境の整備、新たな観光サービスの提供を通じて宿泊客の増加を促す好循環を生み出す安定財源となることが期待されている点にある。

南房総市では、こうした将来を見据えた財政基盤の強化という観点からも、宿泊税は導入を検討するに値するとされ、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等から構成される南房総市宿泊税検討委員会を設置し、今回の諮問に至ったものである。

宿泊税導入に関する検討では、「受益と負担」の観点から宿泊者に一定の負担（宿泊税）を求めることへの合理性があることや、先行自治体の事例、検討中の自治体の状況、宿泊客及び宿泊事業者からのアンケート調査を踏まえ、客観的な視点から使途、課税要件等について審議した。

検討の結論として、宿泊税を単なる税収減の補填とするのではなく、納税者である宿泊者がその意義に納得し、宿泊事業者も自信をもって説明できるような効果的な活用とすることで、宿泊客の増加や税収の拡大が期待でき、将来的な観光地域づくりを持続的かつ発展的に推進するための有意義な財源になり得るものである。

ただし、導入時期、課税要件等については、千葉県及び近隣の市町でも宿泊税の導入が検討されており、特に千葉県における導入は南房総市にも大きな影響を及ぼすものであるため、その運用方法等に注視し、慎重に検討されなければならない。

本検討委員会における検討及び本答申の内容が、国内外からの観光客の誘致により交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化を通じて地方創生の実現へ寄与することを願う。

令和7年6月

南房総市宿泊税検討委員会

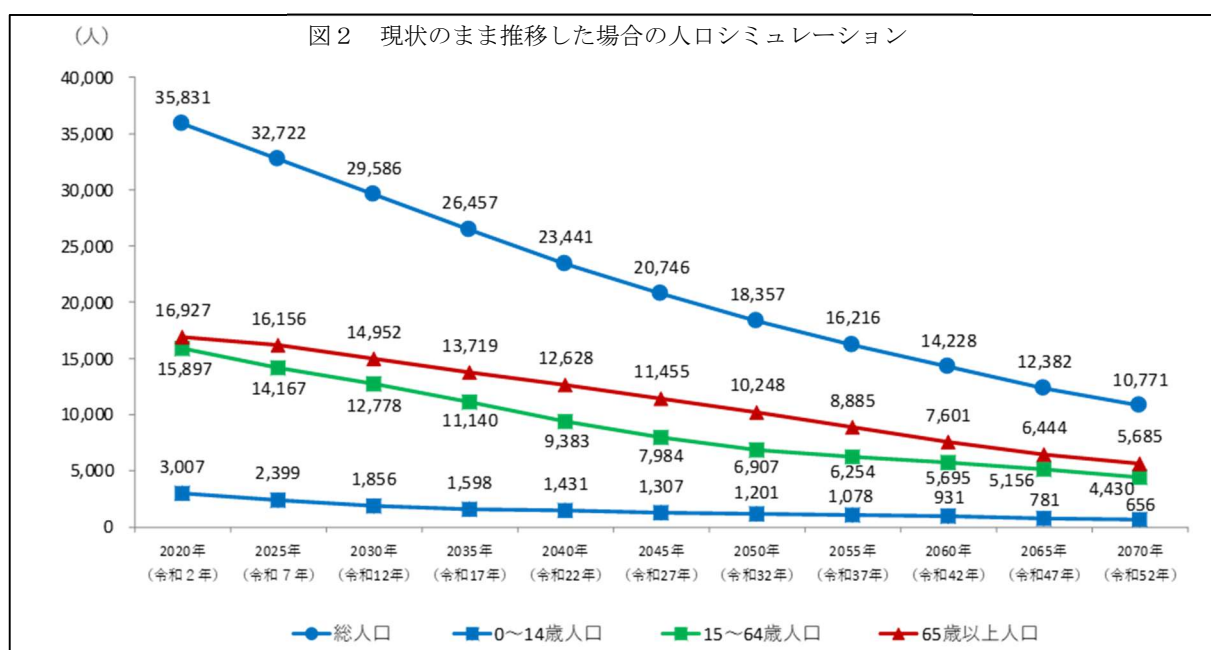
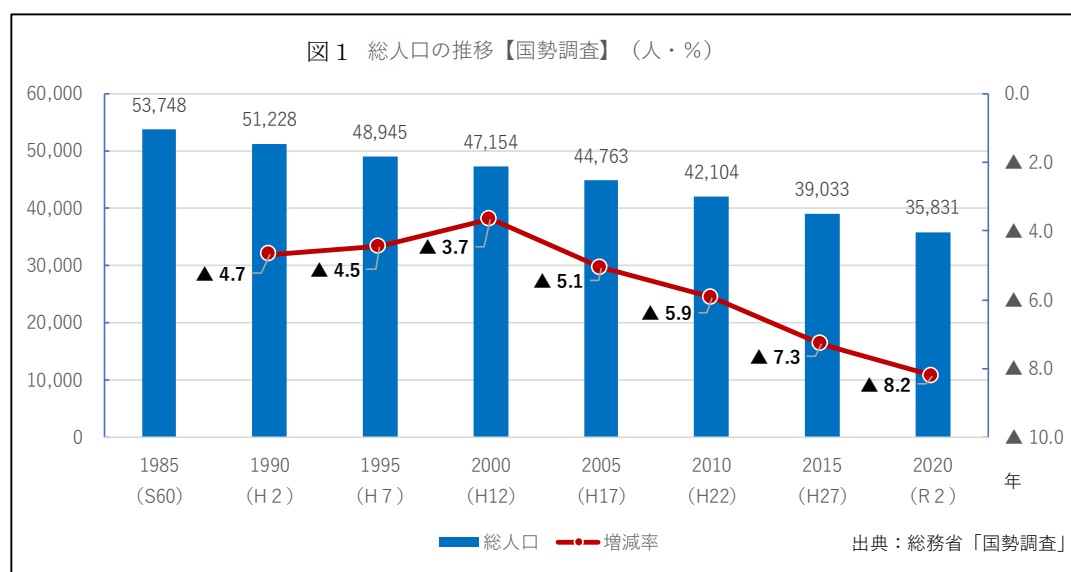
委員長 関谷 昇

第2. 南房総市の情勢及び観光の現況

1 本市の情勢

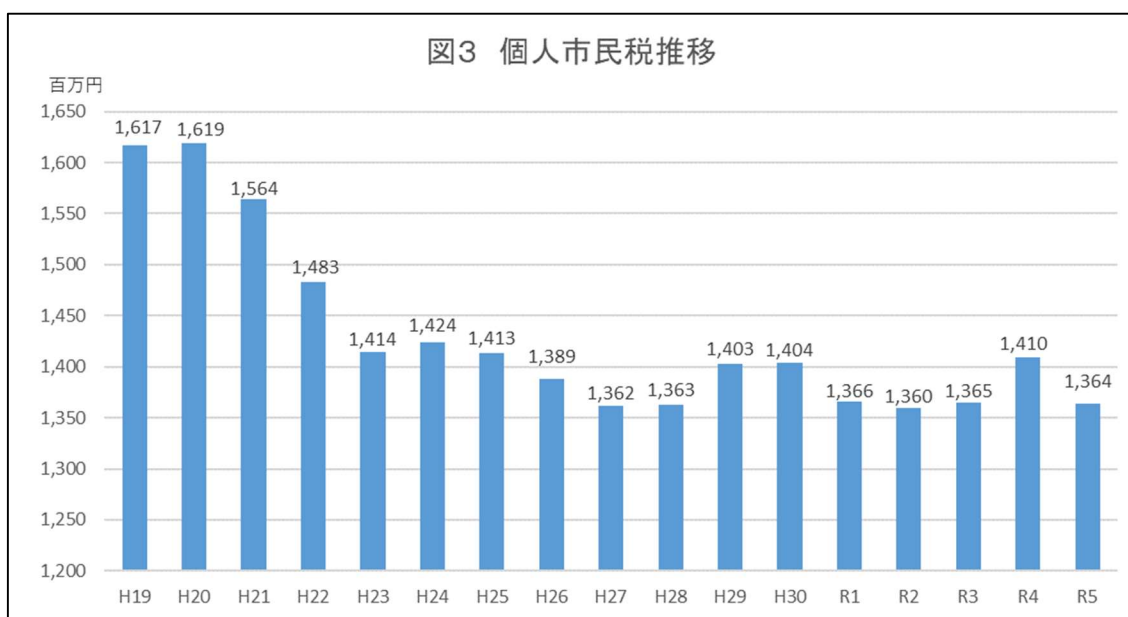
本市に限らず全国的な問題となっているのは、急速な人口減少であり、少子化・高齢化などの人口構造の変化である。

本市の人口は、図1にあるように1985（昭和60）年には53,748人であったものが2020（令和2）年には35,831人となり、今後もさらに減少することが予測され、図2を見ると2045年には現在よりも10,000人程度減少することが見込まれている。

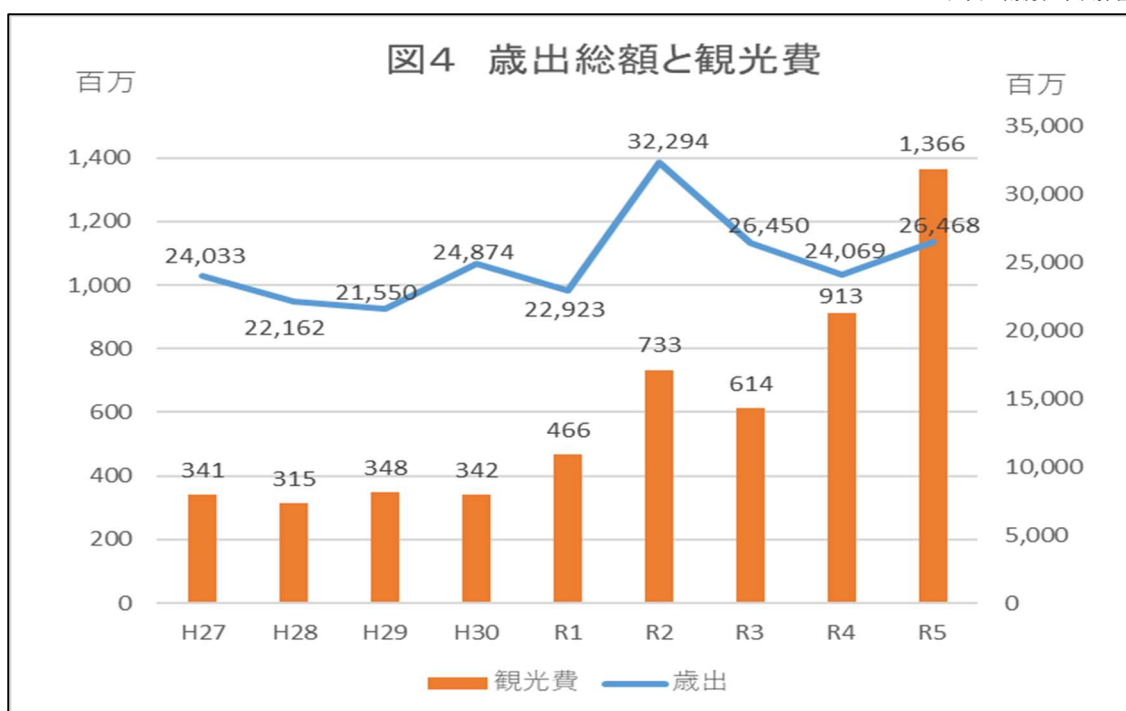


本市では、人口減少対策の推進とともに、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、「第2期南房総市総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んでいるが、人口減少に歯止めがかからず、生産年齢人口、就業人口は減少し、令和5年度の個人市民税の税収は、図3に示すとおり、平成19年度と比較して約2億5千万円の減収となった。

一方で歳出総額は図4に示すとおり、令和2年度、令和3年度の令和元年房総半島台風からの災害復旧・復興期及びコロナ禍を除くと、一定水準で推移しているものの、観光費については、近年、観光施設の老朽化に伴う改修費等により、平成30年度以前と比較して増加傾向が顕著である。



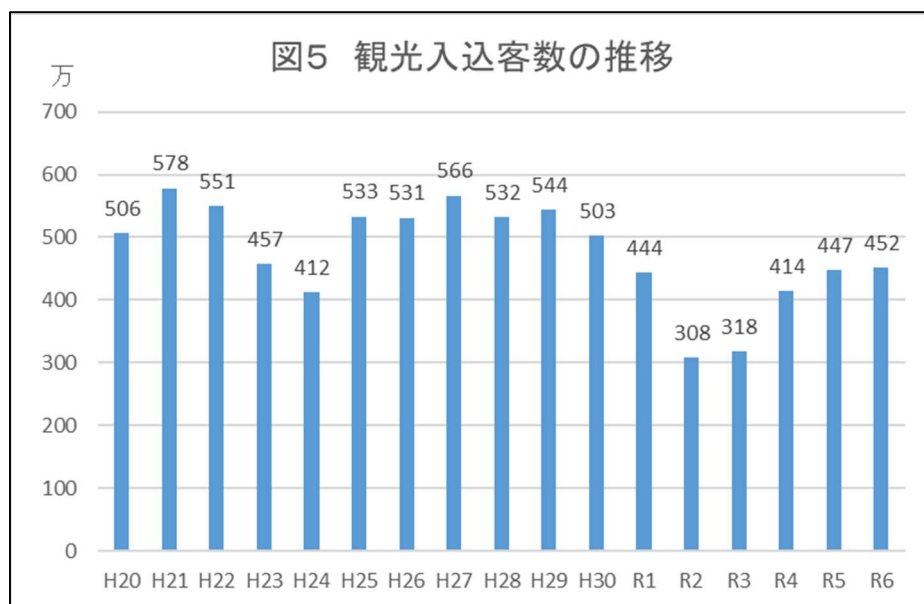
出典：南房総市決算書



出典：南房総市決算書

2 本市の観光の現況

本市の観光客数は、図5に示すとおり、過去最多であった平成21年には578万4,000人だった一方で、令和2年は新型コロナウイルス感染症や令和元年房総半島台風の影響により308万2,000人まで減少したが、令和6年には451万8,000人と回復し、約46.6%の増加となっている。

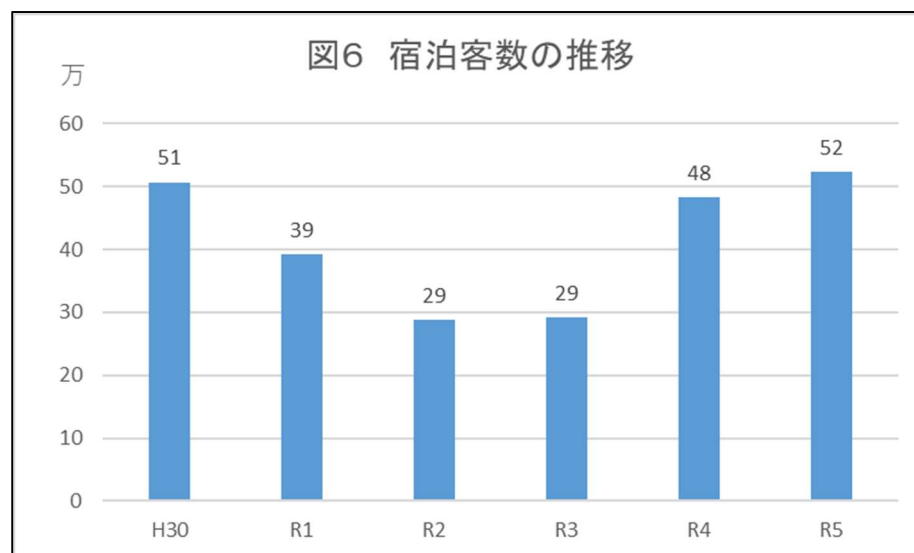


また、宿泊客数は図6に示すように、令和2年が28万8,000人だったが、令和5年には52万3,000人（81.6%増）と回復している。

宿泊客数のうち、修学旅行客数は令和2年が5,096人で宿泊客数の約1.8%を占め、令和5年は2万5,377人で約4.8%を占めている。

外国人宿泊客数は、令和2年が244人、令和5年は1,841人（654.1%増）で、コロナ禍から回復しつつあるが、全体の宿泊客数に占める割合は0.3%程度にとどまっている。

（出典：令和6年版南房総市統計書、千葉県ホームページ「観光客の入込動向」）



第3．財源の検討

1 新たな財源確保の必要性

(1) 人口減少による税収減への対応

少子高齢化や人口減少により生産年齢人口、就業人口が減少し市税収入の減収が見込まれる。

こうした状況の中、観光による交流人口を増やし、観光産業による税収増や新たな雇用の創出、所得の向上など「稼ぐ力」を引き出すことが求められているため、観光まちづくりへの取り組みが重要となる。

(2) 安定的な財源の確保

観光産業の活性化や交流人口の拡大に向けた取組みが効果を表すには長期間を要すること、景気などの外的要因に左右されること等を考慮すれば、安定的かつ持続的な財源の確保が必要である。

今後、既存の財源から必要な経費を継続的に確保していくことには限界があるため、新たな自主財源の導入が求められる。

2 宿泊税導入の合理性

(1) 受益と負担

本市が実施している様々な観光施策については、その多くは来訪者が受益を受けているが、来訪者が受益に応じて負担するという構造にはなっていない。

このため、行政サービスの受益に応じて負担をすべきであるという「受益と負担」の観点から、観光に係る行政需要に要する費用については、来訪者にも一定の負担を求めることには、合理性があると捉えられる。

(2) 課税対象の捕捉と行政コスト

来訪者による受益者負担を考えた場合、課税対象を宿泊行為とすることは例えば入域行為に課税する場合と比べ行政コストが比較的にかからず、また、飲食や駐車場利用、交通機関利用など日常利用と区別が難しいものと比べ、範囲も特定しやすいため合理的であると考えられる。

また、税負担の公平性についても宿泊料金に応じた額を設定することで保つことができる。

入 域 行 為 ・ ・ ・ 市域に入る時点での課税のため莫大なコストがかかる。
飲食や駐車場利用 ・ ・ ・ 日常利用と区別が難しい
宿 泊 行 為 ・ ・ ・ 行政コストが比較的にかからず来訪者の範囲も特定しやすい。

3 法定外税の検討に際しての留意事項

◆宿泊税とは

地方公共団体が総務大臣に協議し同意を得て徴収できる法定外目的税の一つ。ホテルや旅館などの宿泊客に課税される税で、条例に基づき税率や用途を定めることができる。

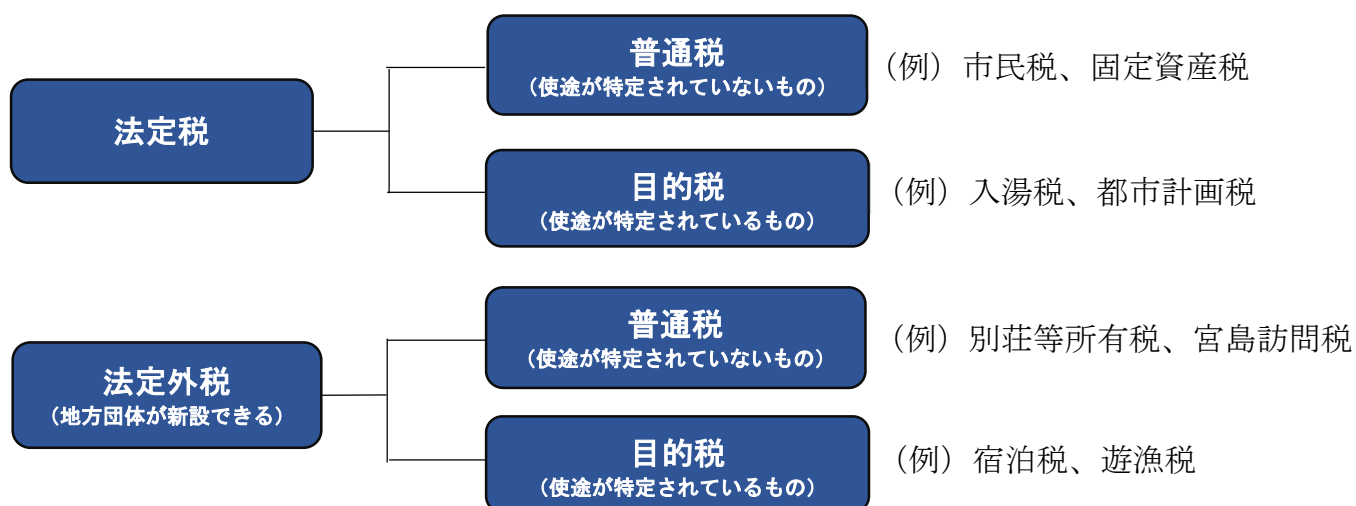
法定外目的税の新設について

1 法定税と法定外税

- (1) 法定税・・・地方税法に定められた税目
- (2) 法定外税・・・条例により新設することができる税目

2 普通税と目的税

- (1) 普通税・・・その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
例：市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など
- (2) 目的税・・・特定の費用のために課される税。
例：入湯税など



○地方税法第 731 条第 2 項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

○地方税法第 733 条

総務大臣は、第 731 条第 2 項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

第4．宿泊税の使途

1 使途の考え方

宿泊税の使途については、納税者（宿泊者）が納得し、宿泊事業者が自信をもって説明できるものでなければならない。

単に税収減の補填とするのではなく、その適切な活用を通じて「また来たい」と感じてもらえる魅力ある観光地を創造し、観光客の増加および地域の活性化、さらには地方創生の実現に繋げることを基本方針とする。

使途の運用にあたっては、観光地としての魅力を戦略的に高める視点を持ち、データに基づいた効果的な活用を行うことが重要である。

また、状況に応じて柔軟な見直しを行うとともに、費用対効果を明確にすることで透明性の高い運用を徹底していく。

2 使途の検討

宿泊税を財源とした使途の内容については、基本方針やデータに基づいた適切な活用とするため、宿泊者及び宿泊事業者に対してアンケート調査を実施し、使途の内容に落とし込むことにより「使途の明確化」を図った。

(1) アンケート調査の実施

①観光客用アンケート結果

本市の宿泊施設を利用した方に対し、紙またはWEBによるアンケート調査を行い242名から回答を得た。

希望する使い道についての質問事項に対しては、「自然環境の維持・活用」が、113件（47%）と最も高く、「花や海などの美しい南房総を維持・創出し続けてほしい」などの意見が多かった。

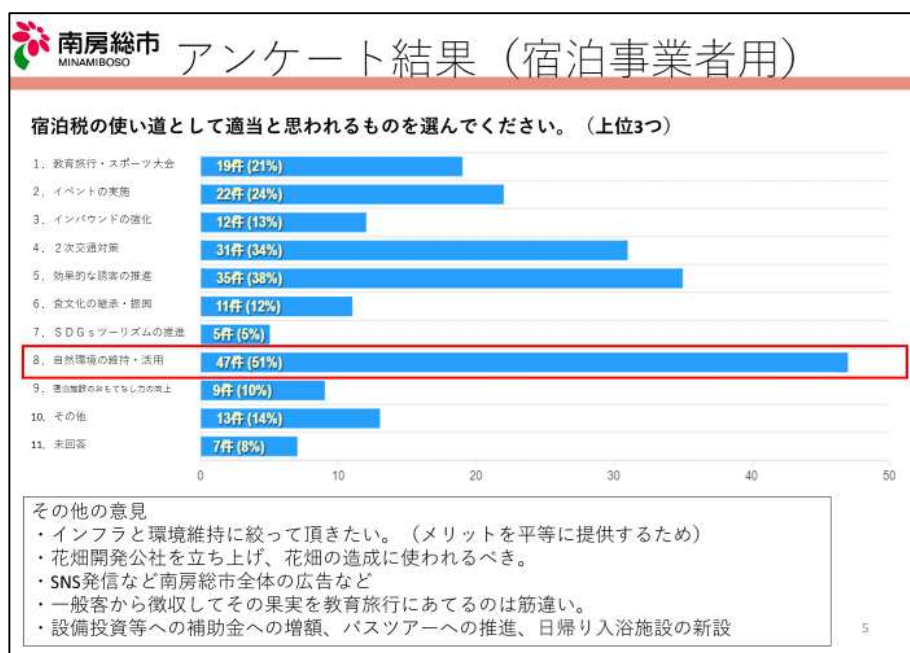


出典：南房総市宿泊税検討委員会資料

②宿泊事業者用アンケート結果

また、市内の宿泊事業者に対し、紙またはWEBによるアンケート調査を行い92事業者から回答を得た。

希望する使い道についての質問事項に対しては、「自然環境の維持・活用」が47件(51%)と最も高く、宿泊者に対するアンケート結果と同じ傾向があることがわかった。



出典：南房総市宿泊税検討委員会資料

③アンケート結果から見えてきた方向性

宿泊者および宿泊事業者が使途として適当と回答した「自然環境の維持・活用」についての使途として、近年急激に減少している「早春の南房総の花畑」を再生させる「花畑の再生事業」が提案された。

さらに、「早春の花畑」に匹敵する強力な魅力を創出し、SNSを活用した情報発信を行うことで、効果的な誘客を促進する方向性が整理された。



出典：南房総市宿泊税検討委員会資料

(2) 使途の明確化

基本方針およびアンケート結果などのデータに基づき検討した結果、使途の方向性が明確となった。

また、千葉県宿泊税による市町村支援額を踏まえ、本市の税率を 50 円とした場合、事業規模を 6,000 万円とする以下の具体的な使途が作成された。

なお、県の宿泊税の制度設計や使途は、次項「5. 千葉県の宿泊税導入」で述べる。

事業規模 約6,000万円	
地域の魅力「南房総らしさ」の磨き上げ 花畑の再生（約2,000万円）	近年急激に減少している南房総の「お花畑」を現在の観光ニーズに併せて再現させるなど自然環境の維持・整備
南房総の観光の強力なウリ（目玉）の創出 フォトスポットの創出（約500万円）	その地域にしかなく、ニュースソースになるような、そのものの自体が観光目的となるものを創出
時代のニーズに合った情報発信 情報発信（約500万円）	インフルエンサーを活用し、情報発信の初動の加速とSNS上での拡散を狙う
教育旅行・スポーツ大会の誘致 教育旅行・スポーツ大会の誘致（約500万円）	教育旅行への補助（バス、体験等）、スポーツ大会への補助（大会運営支援、景品提供等）
観光地域づくりコーディネーターの人材確保 コーディネーター人件費（約800万円）	花畑再生やフォトスポット作成等、持続的な観光地域づくりを推進できる人材の確保
宿泊施設の磨き上げ改修補助 宿泊施設の改修費（約500万円）	キャッシュレス化やユニバーサルツーリズムのための改修補助
徴税経費 特別徴収義務者への報酬（約200万円）	宿泊税の徴収事務を担う宿泊事業者に対して報奨金を交付
宿泊客流出懸念への対応 宿泊客流出対策費（約1,000万円）	宿泊税により他地域へ流出してしまう宿泊者への対応
県(3,473万円) 市(2,500万円)	

出典：南房総市宿泊税検討委員会資料

(3) 県の宿泊税による市町村支援額以外の施策

本市の使途が県の宿泊税による施策と重複する場合、柔軟に別の使途へ振替える必要があることを確認した。

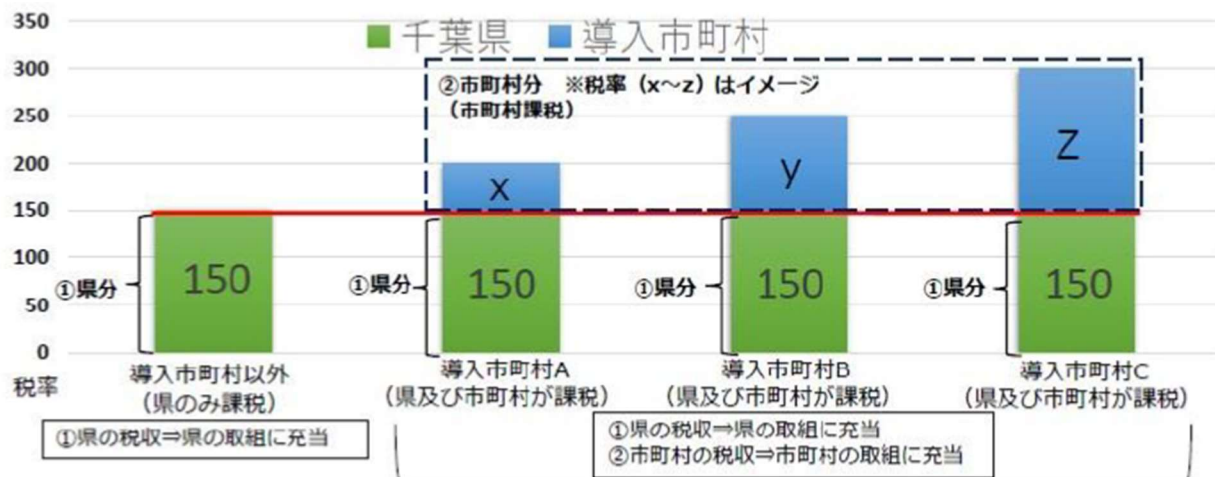
(4) 本市の税率に増額の変更があった場合

税率は 50 円を前提として事業規模を想定したが、必要に応じて 150 円程度までの増額をし、宿泊施設の改修費等については、国や県の有利な補助制度を積極的に活用しその裏財源に宿泊税を充てることで、より多くの施設に対応できる体制を整備していく必要がある。

第5. 千葉県の宿泊税導入

1 県の宿泊税制度設計

県は宿泊税を導入する市町村に対し、「県の税率 150 円に上乗せする」方式を採用し、徴収については県と市町村の宿泊税を県が一括で徴収する方針を示した。



出典：千葉県観光振興財源検討会議資料

2 県の宿泊税収と市町村への交付金

県は宿泊税率を 150 円とすることで、年間の宿泊者数が約 2,800 万人であることからその税収は約 42 億円となる。

県は事業規模を約 45 億円とし、そのうち市町村への支援として 11 億円を配分する方針となっている。

県の試算によると本市へ交付される金額は約 3,500 万円と示された。

3-1 千葉県が取り組むべき観光振興施策（総論）

CHIBA

千葉県が取り組むべき観光振興施策

「事業者及び市町村へのアンケート」結果及び検討会議での議論を踏まえ、県が取り組む必要があると考えられる観光振興施策の整理を行った。（下記はあくまでも現段階で想定している使途の方向性であり、税の導入後、毎年度の予算編成の中で事業を構築し、県議会の議決を経た上で決定する。）



出典：千葉県観光振興財源検討会議資料

3 県の宿泊税導入による影響

(1) 宿泊客の流出懸念への対応

宿泊税の導入により、低価格帯の宿泊施設では税負担が相対的に重くなり、宿泊客が他地域へ流出する懸念がある。

本市で独自に宿泊税を導入すれば、さらに税負担が増すため、本市として導入すべきかどうか重要な論点となった。

(2) 県の使途について説明ができない

市内の宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収する際、本市独自の宿泊税であれば地域に還元される旨を説明できるが、県の宿泊税は地域外での活用も含まれるため、説明が難しくなる。

4 県に対して期待すること

(1) 市町村に対する手厚い配分

本市と県の役割分担を明確にし、県は市町村では対応が難しい部分を補完する立場として、地域の観光施策に重点的に取り組む市町村に対し、より多く配分することを期待する。

(2) 宿泊者が納得できる使途

県の宿泊税の使途について、宿泊者が納得して税を支払えるよう、宿泊事業者が説明できる内容とすることが望まれる。

併せて、県が宿泊事業者に対し、宿泊者に納得感を持ってもらえる説明のあり方を示すよう求める。

(3) 市町村への交付金以外の 32.5 億円の使途

低価格帯の宿泊施設に連泊する学生などが、宿泊税の課税によって他地域へ流出する懸念があるため、市町村への交付金以外の県の施策で対応することを期待する。

第6．宿泊税の課税要件

1 課税要件

宿泊税の課税要件について、先行自治体の事例及び県の導入方針を踏まえ、以下のとおり整理した。

(1) 税率

県の税率に本市の税率を上乗せするかどうかについては、次に繋がる魅力ある観光地の創造や、低価格帯の宿泊施設へ連泊する学生などが離れないような支援を行うため、県交付金以外の補助金等で必要な支援を賄える確約がない限り、50 円程度を上乗せし一定額を確保していく必要がある。

また、安房地域で足並みを揃える調整や、集客力を高めるような使途が整理された場合には、150 円まで増額を検討する必要がある。

(2)～(3) 免税点、課税免除

免税点・課税免除については、県と徴収方法が違ふことで事業者負担がかかることや、県の宿泊税のみを徴収する場合に、宿泊客へ内容を十分に説明できず混乱する懸念があることを考慮する必要がある。

(4)～(8) 課税客体、課税標準、納税義務者、特別徴収義務者及び徴収方法

先行自治体の導入事例に加え、「受益と負担」の観点、課税対象の明確化、および行政コストの効率性を踏まえ、課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。

課税標準は、その宿泊行為の回数（宿泊数）とし、納税義務者は宿泊者、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は当該宿泊施設の宿泊事業者とする。

(9) 申告納入期限

基本的には毎月の納付とするが、特別徴収義務者の事務負担に配慮し、先行自治体と同様に3か月分をまとめて申告・納入できる仕組みとする。ただし、同時に徴収を行う県との調整が必要となる。

(10) 制度の見直し

導入初期においては、制度の不具合を早急に把握し適切に対処する必要があるため、初回は3年後とし、以降は県と合わせ見直す必要がある。

(11) 特別徴収義務者報奨金

特別徴収義務者（宿泊事業者）へは、徴収に係る事務的負担や経費的負担を課すことになるため、先行自治体と同程度を支給する。導入後の加算措置や上限の設定については県の状況も踏まえ今後検討する必要がある。

2 課税要件の概要

項目	南房総市	千葉県
(1) 税率	定額制、1人1泊につき50円（～150円）	定額制、1人1泊につき150円
(2) 免税点	設けない	左記に同じ
(3) 課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	左記に同じ
(4) 課税客体	南房総市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	左記に加え ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）
(5) 課税標準	(4)への宿泊数	左記に同じ
(6) 納税義務者	(4)への宿泊者	左記に同じ
(7) 特別徴収義務者	(4)の宿泊事業者	左記に同じ
(8) 徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、本市へ納入する）	左記に同じ
(9) 申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分について翌月の末日までに納入する ※一定の要件を満たす場合、3ヶ月分をまとめた納入を可能とする（具体的な要件については検討）	左記に同じ
(10) 制度の見直し	施行後3年、以降、県に合わせ見直し	条例施行後5年を目途に検討
(11) 特別徴収義務者報奨金	先行自治体における特別徴収義務者報奨金の状況を踏まえ設定する。 （導入後の加算措置や上限の設定について検討）	納期内納入額に対して2.5%（導入後の加算措置や上限の設定について検討）

第7. おわりに

本検討委員会は、本市の宿泊税導入の可否について、これまでの会議における議論を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 宿泊税の使途について

宿泊税の使途については、納税者である宿泊者が納得し、宿泊事業者が自信をもって説明できるものでなければならない。その適切な活用を通じて、「また訪れたい」と感じてもらえる魅力ある観光地を創出し、観光客の増加、地域の活性化、ひいては地方創生の実現へと繋げることを基本方針とする。

基本的な考え方は以下のとおりである。

- (1) 宿泊税は単なる税収減の補填ではなく、国内外の観光客の再訪を促すような魅力ある観光地づくりに資する効果的な施策に充てること。
- (2) 宿泊税導入に伴う懸念に対しては、納税者や宿泊事業者等の意見を十分に聴取し、それぞれが納得できるような支援策を講じること。
- (3) 宿泊税の使途については、納税者や関係事業者、市民に対し、適正に活用されているかを検証し、その結果をわかりやすく説明・発信していくこと。

2 課税要件について

本検討委員会で示された案については、各項目の要件や考え方に一定の妥当性が認められるが、これまでに示された委員の意見や、県及び安房地域の状況、関係事業者の意見等を踏まえ、内容をさらに精査した上で決定することを求める。

以上の提言を踏まえ、宿泊税を導入し、それを効果的に活用することで、宿泊客の増加や税収の拡大、さらには新たなサービスの提供につながる好循環が期待される。

したがって、観光まちづくりを推進し、地域の魅力向上と新たな財政需要に対応する観点から、宿泊税の導入は法定外目的税として、持続可能な財源となるべきであるとする。ただし、導入時期については、県の動向を注視しながら慎重に検討する必要がある。

また、宿泊税を活用した施策の実施にあたっては、南房総市、南房総市観光協会、民間事業者等が連携し、観光まちづくりを発展的に進めていっていただきたい。

最後に、本検討委員会の調査検討に際しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

第 8．南房総市宿泊税検討委員会

1 設置根拠

南房総市宿泊税検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成 26 年南房総市条例第 1 号）に基づき設置された南房総市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、宿泊税に関する事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 旅行業関係事業者を代表する者
- (3) 観光関係団体を代表する者
- (4) 経済団体を代表する者
- (5) 宿泊事業者を代表する者

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務に関し調査及び研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部税務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 委員構成

氏 名	所 属 等
せきや のぼる 関谷 昇	千葉大学大学院社会科学研究院教授 【委員長】
おかだ あきら 岡田 晃 (前) すわ かつひろ 諏訪 克宏	千葉県館山県税事務所長
たかき ひろかず 高木 弘一 (前) かたよせ のりお 片寄 則夫	クラブツーリズム株式会社地域共創事業部シニアアドバイザー
せいみや のぶひで 清宮 信英	南房総市観光協会長 【副委員長】
おおかわ ひろし 大川 浩司	南房総市朝夷商工会長
すずき かつや 鈴木 克哉	南房総市内房商工会長
おきの とものり 沖野 友則 (前) わたなべ たけひろ 渡邊 丈宏	南房総市旅館組合長
ほりえ よういち 堀江 洋一	南房総市民宿連合会 代表

3 会議の開催状況

開催回	開催日時	場所	議事
第1回	令和6年6月11日（火） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 本館第1会議室	市の情勢と観光の現況 課税要件 使途の検討
第2回	令和6年8月26日（火） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 別館1大会議室	アンケート結果の報告 検討中の自治体の状況 使途の検討 税制度設計（素案）
第3回	令和6年10月29日（火） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 別館1大会議室	県への要望等経過報告 アンケート結果の報告 検討中の自治体の状況 使途の検討 税制度設計の検討
第4回	令和7年3月26日（水） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 別館1大会議室	使途及び税制度設計
第5回	令和7年5月20日（火） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 本館第1会議室	使途及び税制度の確認 報告書（案）
第6回	令和7年 月 日（ ） 14時00分～16時00分	南房総市本庁舎 別館1大会議室	